

デイサービスセンター「えがお」

地域密着型サービス

「認知症対応型通所介護事業」並びに「介護予防認知症対応型通所介護事業」運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人関越中央病院(以下、「事業者」という。)が開設するデイサービスセンター「えがお」(以下、「事業所」という。)が行う「指定認知症対応型通所介護事業」並びに「指定介護予防認知症対応型通所介護事業」(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等(以下、「従業者」という。)が、「要介護状態」又は「要支援状態」と認定された利用者(以下、「利用者」という。)に対し、適正な「認知症対応型通所介護」又は「介護予防認知症対応型通所介護」(以下、「サービス」という。)を提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、介護保険法の主旨に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、「認知症対応型通所介護計画」又は「介護予防認知症対応型通所介護計画」(以下、「介護計画」という。)に基づいて、認知症である利用者が可能なかぎりその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持回復を図り並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを支援する。

二 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンター「えがお」
- ② 所在地 群馬県高崎市北原町179-1

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 事業所の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- ③ 看護職員 医師の指示に基づいた服薬管理、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の介護計画に基づく看護を行う。
- ④ 機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- ⑤ 介護職員 利用者の介護計画に基づく介護を行う。
- ⑥ 栄養士 利用者の状態に応じた献立作成、栄養指導、施設の衛生管理等を行う。
- ⑦ 事務職員 必要な事務を行う。

従業員数 (1単位目・2単位目は兼務とする。)

管理者 1名(常勤)

生活相談員 1名以上(単位毎に専任を1名以上、うち1名以上常勤)

看護職員又は介護職員 2名以上(単位毎に専任を1名以上、うち1名以上常勤)

機能訓練指導員 1名以上(単位毎に1名以上)

栄養士 1名

事務職員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日

〈1単位目〉月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。

なお、随時必要により、営業を行う事がある。

〈2単位目〉月曜日から土曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。

なお、随時必要により、営業を行う事がある。

② 営業時間

1単位目、2単位目とも午前8時00分から午後5時00分までとする。

但し、利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではない。

③ サービス提供時間

1単位目、2単位目とも午前9時00分から午後3時45分までとする。なお、臨時に延長も可能。

(利用者の定員)

第6条 利用定員数は、1単位目12名、2単位目12名とする。

但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(食堂)

第7条 事業所は、利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備える。

(機能訓練室)

第8条 事業所は、利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備える。

(相談室)

第9条 事業所は、利用者に対するサービスに供するための相談室を設ける。

(その他の設備)

第10条 事業所は、その他に静養室及び事務室を設ける他、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備える。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第11条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第12条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護、要支援認定の有無・要介護認定、要支援認定の有効期間を確認することができる。

(サービスの内容)

第13条 認知症の方が可能な限り居宅において日常生活を営むことができること及び家族の負担軽減を図ることを支援する。

2 介護計画に基づき、入浴介助もしくは特別入浴介助を実施する。

3 介護計画に基づき、食事を提供する。

- 4 介護計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を行う。
- 5 介護計画に基づき、機能訓練、生活相談、レクリエーション、排泄の介助を行う。

(サービスの取扱い方針)

- 第14条 事業所は、可能な限りその居宅において、要介護状態又は要支援状態の維持、改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。
- 二 サービスを提供するにあたっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
 - 三 事業所は、サービスを提供するにあたって、その「介護計画」に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 四 事業所は、サービスを提供するにあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
 - 五 事業所は、サービスを提供するにあたって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
 - 六 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、「介護計画」及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

(通常の事業の実施地域)

- 第15条 通常の事業の実施地域は、当事業所より半径 8 km圏内の「高崎市の一部」とする。

(利用料等)

- 第16条 事業を提供した場合の利用料金等については、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、事業所が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。
- 二 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該事業に係る「地域密着型介護サービス費用基準額」又は「地域密着型介護予防サービス費用基準額」から事業所に支払われる「地域密着型サービス費」又は「地域密着型介護予防サービス費」の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
 - 三 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 四 事業所は、前2項のほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - ① 通常の事業の実施地域(事業所より半径 8 km圏内)を越えて行う送迎に要した交通費は、1回につき1km未満200円(+税)、以後1km毎200円(+税)を加算する額とする。
 - ② 食事等については、重要事項説明書に記載の額を徴収する。
 - ③ その他、当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、その都度、利用者又はその家族等に説明し同意を得たものに限り徴収する。(重要事項説明書参照)

(利用料の変更等)

- 第17条 事業所は、介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。
- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事業の内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(留意事項)

第18条 事業所の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ① 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- ② 機能訓練室を利用する際には、その旨申し出ること。
- ③ 浴室を利用する際には、その旨申し出ること。
- ④ 当該サービス利用中に外出の必要がある場合は、その旨申し出ること。
- ⑤ 第29条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- ⑥ 飲酒・喫煙は禁止とする。
- ⑦ 火気の取扱いは禁止とする。
- ⑧ 所持品、備品等の持ち込みは可能であるが、自己管理とする。
- ⑨ 金銭、貴重品の管理は、自己管理とする。
- ⑩ 当該サービス利用時の医療機関での受診は禁止とする。
- ⑪ ペットの持ち込みは禁止とする。
- ⑫ 他利用者への迷惑行為は禁止とする。
- ⑬ 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すことを禁止とする。
- ⑭ けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすことを禁止とする。
- ⑮ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害することを禁止とする。
- ⑯ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すことを禁止とする。

(衛生管理等)

第19条 事業所の施設、食器その他の設備又は飲用の水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 二 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第20条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態又は要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(従業者の服務規律)

第21条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスにあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- ① 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力する。

(従業者の質の確保)

第22条 従業者の資質向上のために、研修の機会を確保するとともに業務体制を整備する。

(従業者の健康管理)

第23条 従業者は、事業者が行う年1回の健康診断を受診すること。

(苦情処理)

- 第24条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族等に説明するものとする。
- 二 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出、提示を求め、又は市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 三 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して群馬県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに群馬県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(秘密の保持と個人情報の保護)

- 第25条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- ① 事業者及び従業者がサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族等の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供が終了した後においても継続する。
- ③ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ④ 事業者が得た利用者の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族等の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第26条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 二 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(緊急時の対応)

- 第27条 従業者は、当該事業を実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医又は利用者の家族等に連絡しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第28条 事業所は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合は、利用者に対して必要な措置を行う。

(非常災害対策)

- 第29条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- ① 管理者は、防火管理者を選出する。
- ② 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ③ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- ④ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務

にあたる。

⑤ 防火管理者は、従業員に対して部下教育、消防訓練を実施する。

二 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上

三 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

(地域との連携)

第30条 事業所の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第31条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定める。

二 利用者に対するサービスの提供は、従業員によって行う。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

(記録の整備)

第32条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておくものとする。

(協力医療機関等)

第33条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のために予め協力医療機関を定めておく。

二 事業所は、治療を必要とする利用者のために予め協力歯科医療機関を定めておく。

(その他運営に関する重要事項)

第34条 事業所は、指定認知症対応型通所介護に関する諸記録を整備し、介護サービス終了の日から5年間保存するものとする。

二 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人関越中央病院と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

改訂 2024年4月1日

改訂 2025年5月1日

介護保険通常の仕事の実施区域一覧表

(2025年5月1日)

[地域密着型サービス]

市町村名	通常の仕事の実施区域 (片道8キロ以内の区域)
高崎市	足門町、井出町、後疋間町、金古町、北原町、菅谷町、塚田町、稻荷台町、中泉町、西国分町、東国分町、福島町、保渡田町、三ツ寺町、棟高町
	楽間町、行力町、沖町、我峰町、北新波町、南新波町、浜川町、菊地町、上小埜町、下小埜町、上小鳥町、築縄町、上並榎町、下小鳥町、並榎町、大八木町、小八木町、緑町、浜尻町、問屋町、飯塚町、大橋町、昭和町、末広町、飯玉町、稻荷町、天神町、日光町、正観寺町、中尾町、日高町、井野町、新保田中町、新保町、貝沢町、東貝沢町、西島町、京目町、大沢町、萩原町、上大類町
	箕郷町の一部 (柏木沢、生原、下芝、上芝、東明屋、矢原、西明屋、和田山、白川、富岡、金敷平、善地、松之原)

- 注) 1. 区域は原則として町名、区域名で表示。
2. 通常 of 区域境界からの距離により交通費の追加負担をいただきます。
3. 追加交通費は1回につき1^{*}未満200円(+税)、以後1^{*}毎に200円(+税)の料金を加算します。
(送迎・訪問等全て同一料金とする)